陳情第13	2 号	受理年月日	令和元年6月3日	
付託委員会		総務財政委員会		
件名	米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書の 提出について			

要旨

私たち宜野湾市民は、1945年4月1日の米軍上陸とともに始まった米軍普天間飛行場の建設以来、74年間も普天間飛行場とともに生活してきた。それは74年間も米軍基地被害を受け続けてきたということである。

私たちは訴えたい。いつまで宜野湾市民は普天間飛行場からの基地被害にさらされ続けなければならないのか。ひ孫の時代までというのか。

普天間飛行場の名護市辺野古地域への移設に反対する現沖縄県知事を初めとする人々(以下、移設反対派)には、普天間飛行場の危険性を除去する対案を全く持ち合わせていないにもかかわらず、辺野古移設反対を声高に叫んでいる。その行き着く先は普天間飛行場の固定化にほかならない。なぜなら、日米政府の合意によって、代替施設の米軍側への提供なくして閉鎖されないことが、沖縄に関する特別行動委員会によって決定されているからである。

最近では、普天間飛行場を辺野古に移設しなくても閉鎖できると、移設反対派は主張し始めた。先の衆議院沖縄3区補欠選挙でも、その秘策があると訴えた候補が当選するなど混乱が起きている。しかし、彼らに何の具体策もありはしない。そこでは宜野湾市民の一刻も早い普天間飛行場の危険性除去を実現してほしいとの切なる希望は顧みられていない。

普天間飛行場の危険性を除去する唯一の方法は、辺野古移設しかない。 移設工事は既に第一区画の埋め立てが完了する段階であり、軟弱地盤の 問題も、多少の工期延長はあれ、普天間飛行場の移設に向けて事態が進 展することに変わりはない。宜野湾市民にとって重要なことは、移設の めどが立つ、ということである。いつまで普天間飛行場とつき合わなけ ればならないかが明確であれば、将来への展望が開ける。

移設に反対する人々は、普天間飛行場の辺野古移設は基地の沖縄県内 でのたらい回しとなり、よくないなどと主張する。また、翁長雄志前沖 縄県知事が、沖縄県の全ての米軍基地は一方的に押しつけられたものであると強弁したため、誤解を招いている。しかし、実際はそうではない。

何よりも、基地受け入れ先の名護市辺野古3地区、辺野古・豊原・久志は、移設に条件つきで容認している。基地受け入れのかわりに、地元の振興策を国に依頼し、その条件を国が同意するところとなり、埋め立て事業は進行中である。

私たち宜野湾市民の安全な生活を守る会は、2016 年 10 月、当時の翁長知事が、辺野古の埋め立て承認の取り消し訴訟を国に対して提起した際、このままでは普天間飛行場の辺野古移設が頓挫し、普天間飛行場が固定化するかもしれないとの強い危機感を持ち、翁長知事の取り消しは無効であることの確認訴訟を、市民 112 名の訴訟団を結成して行った。

沖縄県対国の訴訟が、最高裁において国の勝訴に終わったため、私たちの訴訟は取り下げることとしたものの、宜野湾市民の普天間飛行場の辺野古移設への熱い思いを感じることができたし、市民の現状と声を知る機会になった。

また、平成25年8月には、県民有志で結成された基地統合縮小実現県民の会が、辺野古移設と経済振興を求める署名活動を行ったところ、わずか3カ月間で7万3,491名の署名が集まった。

宜野湾市民の安全な生活を確実に守るためには、ひとえに米軍普天間 飛行場を辺野古地区に移設するしかない。

ついては、国等関係機関に対し、米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する別紙意見書を提出していただきたい。